

総発第 277 号
令和 3 年 2 月 4 日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和 3 年 1 月 27 日付監発第 65 号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
商工港 湾課	指摘 事項 キャッシュレス還元キャンペーン業務委託について、予算の裏付けがないまま、予算額を超過した場合は、その超過分にかかる支払いの期限が延期できる契約を令和 2 年 8 月 21 日に締結していた。当該契約は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市内中小規模店舗の売上向上及び新しい生活様式による非接触型決済の導入促進を目的として、令和 2 年 10 月から令和 2 年 12 月まで実施している。予算措置は、7 月補正予算に 2 億 4,390 万円を計上し、その後 11 月補正予算に 6 億 2,000 万円を増額し、予算現額は 8 億 6,390 万円計上されている。また、支払い方法は、契約書上、毎月末締めで契約の受託者が集計し、10 営業日以内に市へ請求書を発行し、市は請求日から 30 日以内に指定口座へ一括	ポイント還元原資について、PayPay 株式会社に対する支払期日を遅延した場合は、契約書第 3 条第 5 項に基づき、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を支払う必要があるため、ポイント還元原資が予算を超過した際は、議決等の手続きを踏んだ後に支払いを行うことを想定して支払期日の変更を記載したものである。 今後、同様の契約を行う際は「議決された予算の範囲内で」という文言を記載する。

	<p>で現金を振り込むこととされている。</p> <p>しかし、契約書第3条第4項に市の支払金額の総額が予算額を超過した場合は、その超過分に係る支払いの期限を令和3年3月31日とするとされている。</p> <p>予算額を超過した場合の支払いを想定した内容を契約書に記載することは適切でないため、議決された予算の範囲内で事業を執行することを前提とした契約内容とすること。</p>	
--	--	--